

△ 回は、交通事故でもらい事故に遭った場合、保険会社に示談交渉を頼めるかどうかについて、ご紹介させていただきます。

交通事故にも色々な種類がありますが、一つの分け方として、双方に責任があるとされる事故と、「もらい事故」と呼ばれる相手方だけに責任がある事故の2種類に分けられるとされています。

双方に責任がある交通事故とは、自動車が走行中に、お互いの不注意が重なって接触したような場合です。このように、双方に責任がある交通事故では、過失割合が3対7や5対5というように、互いの不注意の割合が交渉などで決まります。

こうした事故の場合では、両方の保険会社が互いに一定割合

ずつ支払いをするため、保険会社の担当者同士の交渉に任せることができます。

それに対して、自分にはまったく責任がなく、相手方だけに責任がある「もらい事故」と呼ばれる場合もあります。

例えば、自分の自動車は停車中でエンジンも掛けていないのに、相手がよそ見をして一方的にぶつかってきたような場合です。

実は、この場合は、自分の保険会社は示談交渉をすることはできないことになっています。なぜなら、不注意の割合が10対0（相手が10）となると、片方の保険会社はまったく支払をしないため、金額を交渉する権限がないからです。そのため、自分には非がない事故の場合は、自分で相手方の保険会社と交渉

することになってしまいます。

もっとも、自動車保険には、「弁護士費用特約」という特約が付いている場合があります。この弁護士費用特約を付けていると、弁護士費用が保険で支払われるため、多くの場合は自己負担なしで弁護士に交渉を依頼できます。

事故に遭遇する前に自分の保険には、この特約が付いているかをまずは確認してみるのをおすすめいたします。

今月の担当



出村 洋介 弁護士
オホーツク校幸ひまわり
基金法律事務所

無料法律相談会（事前予約制） ☎ 0158-26-2277

5月11日(火)・6月1日(火) 13時～16時 地域交流センター2階会議室

地域包括支援センターだより

地域の人とつながりながら元気に過ごしましょう

雪が融けて、畑や庭の手入れやお買物など、外出する機会が増えているのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症予防のため、外出を控えたり、年齢を重ね、家の中に閉じこもりがちになったという人もいらっしゃるかもしれません。

- ・自治会や趣味の集まりに出かける機会が減った
- ・つまづくことが多くなった
- ・転倒に対する不安が大きく、外出を控えるようになった



上記の項目にあてはまる人は、人混みを避けたいうえで自宅周辺を歩いたり、家の中でできる簡単な体操をして意識的に体を動かすようにしましょう。

また、体や心の健康を保つために、人との交流や助け合いが大切です。家族や友人とコミュニケーションを図れるよう心がけましょう。転ぶことが多くなった、そのほかに生活の困りごとがありましたら当センターまでご相談ください。



雄武町地域包括支援センター

☎ 84 - 4495（役場庁舎別館内）

※緊急時の電話相談は24時間受け付けています。

ホテルウェア（館内着）をリニューアルいたしました

従来の作務衣から、日の出岬オリジナルデザインで洋風タイプのホテルウェアに変更いたしました。スマートフォンがぴったりと入るサイズのポケットなど、機能性と遊び心のあるデザインが特徴です。また、羽織も一新し、肩から掛けたり、膝掛けとしても使用できる、多様性を重視したケープに変更いたしました。



↑ ホテルウェア



↑ 羽織

レストラン「藍」のおすすめ

●牛丼セット
（サラダ・味噌汁付） 980円



●帆立といくらミニ丼ときじ焼き定食
（サラダ・味噌汁付） 1,480円



●海鮮中華飯
（ザーサイ・スープ付） 1,080円



●青椒肉絲炒麵
（小ライス・スープ付） 980円



お知らせ

●6階展望室の屋外デッキを開放しております。ガラス越しではなく、外に出て開放的な景色をご堪能ください。

●おうちDEbuffet 好評販売中です。『おうちDEbuffet』のご予約は5日前までお願いいたします。配達には6,000円以上から承ります。テイクアウトは10%値引きさせていただきます。

ホテル日の出岬は町民の皆さまの大切な財産です。ぜひ、ご利用をお待ちしています。ホテルに対するご意見、ご要望がありましたら、何なりとご連絡ください。

オホーツク温泉ホテル日の出岬
☎ 85 - 2626

